

学校・部活動における重大事件事例の分析

南部さおり (スポーツ危機管理学研究室)

鈴木健介 (救急蘇生・災害医療学研究室)

本プロジェクトは、TKCローライブラリーの判例データベースLEX/DBを活用して行うこととしていたが、その成果物は別稿(本誌「原著論文」を参照)にまとめたため、ここでは2018(平成30)年度(2018年4月～2019年3月)において、メディアに取り上げられた学校・部活動に関する危機管理に関連するトピックを拾い、社会の関心とその内容について概観することで、当該年度の簡単な総括としたい。

2018年4月

前月である3月に、栃木県那須町で起きた雪崩事故から1年を迎えたと報道されたことに続き、事故後の当事者の1年を振り返る報道が多くなされた。この事故は2017年3月27日、栃木県高校体育連盟主催の「春山安全登山講習会」で起こった。同講習会でその日予定されていた茶臼岳への往復登山が悪天候のため中止となり、代わりに行われていたゲレンデ周辺でのラッセル訓練中に栃木県立大田原高校の班が雪崩に巻き込まれ、男子生徒7人と男性教員1人の計8人の尊い命が失われた。

県教委の事故検証委員会の最終報告書では、雪崩が起きることが想定される尾根斜面でラッセル訓練を実施した点が危機管理意識の欠如を表しているなどと指摘されている。

本件事故は「春山」という、冬山に比べて危険性が低いという関係者の気の緩みが根本にあったという。しかし、事故当時は雪が強く登山を中止せざるを得ないほどの悪天候だったのであり、冬山と同様の気象条件にあったことに加え、春山特有の危険性も存在していた。つまり、3月は季節の交代期であり、冬と春の両方の性質を備える時期であるために主催者・管理者・指導者は特別な危機意識を持つべきであったといえよう。春は冬期以上に気象変化が激しく、天候が不安定となっており、さらに気温の上下が大きいために一部で雪解けが生じるなど、雪崩のリスクは常に念頭に置いておくべきであったと思われる。そのため実習

実施に際しては、当日の気象条件や警報・注意報情報、山のコンディションを慎重に検討し、さらに生徒たちのモチベーションや健康状態などを加味しての総合的な検討が行われる必要があるだろう。

なお、本件事故では遺族側が学校・教育委員会の対応等に不信感を抱いており、結果として事故後2年目の2019年3月27日に県が追悼式を行うのに先立ち、26日に遺族らで作る「那須雪崩事故遺族・被害者の会」が独自に追悼式を行っている。

2018年5月

2018年5月6日に行われた大学アメフトの定期戦において関学のクォーターバック(QB)がパスを投げ終え、無防備になったところに、背後から日大守備選手が激しくタックルし、タックルを受けた選手がけがを負った、いわゆる「日大危険タックル事件」が起きた。この時の映像の衝撃性より、各メディアはこぞってこの事件について報道し、事態は日々めまぐるしく動いた。

この一連の出来事は、大学部活動における不祥事が社会に及ぼす影響力の大きさと、大学側の危機管理の必要性を痛感させられるものであった。本件がとりわけ異例だったのは、連日関係者が記者会見を行い、常にメディアに新たな報道材料が与えられたという点であろう。また特に、加害者とされた20歳の学生が単独記者会見を行い、そこで真摯に反省と謝罪の念を示すと同時に、危険タックルを行うに至ったのは監督やコーチの指示によるものであったとして、その顛末として当時の監督やコーチとの会話を交えるなど、詳細かつ衝撃的な内容が淡々と長時間説明されたことは、世間の大きな注目を浴びた。

刑事責任の有無が検討された結果として2019年2月5日、警視庁は監督やコーチの指示はなかったとして「嫌疑なし」と判断し、加害選手については書類送検したことを発表した。元監督はこの問題により日大から懲戒解雇されていたが、この発表に先立ち処分無効の訴訟を起こしている。

2018年6月

静岡県が、2016年から2018年2月にかけて、高校で顧問を務める部活動中に部活の取り組み方に問題があったり技術面でうまくできなかつたりした部員たち7名の頭部を平手やげんこつ、プラスチック製バインダーでたたくなどした30代の男性教諭に戒告の懲戒処分を行ったと発表した。この事案は部員から校長に申し出があったことで発覚したもので、顧問を外された教諭は「体罰の基準が分かっていなかった。申し訳ない」と話したという。

北海道では、中学校のバレーボールの指導中、2年生の男子生徒が従わなかったことに感情的になり、みぞおち付近を拳で2回たたいたほか、翌日には別の男子生徒の腹部をたたくなどの体罰を加えたとして、50代の男性教諭に減給5ヶ月の懲戒処分が下された。同教諭は6年前にも体罰で戒告処分を受けていたという。

体罰事案に対する懲戒処分は、わいせつ事案に比べ非常に軽微であることが指摘されており、その実効性が疑問視されている。わいせつ事案は、明らかに教育者としての資質に欠けた行為であり、被害生徒に深刻な被害を残すのに対して、体罰事案は「指導の行き過ぎ」あるいは「生徒のためを思って」と、あくまでも教育や指導の一環であるとの言い逃れがされやすく、さらに被害生徒の受け止め方もまちまちであることが少なくない。すなわち、体罰を受けた生徒が当該教師の指導に納得しており、指導者として尊敬しているような場合、体罰は「当然のこと」であり、「指導に従わなかった自分たちが悪かった」のであって、その時点では処罰感情を抱いていないことがある。また、管理職も「熱心に部活動を指導してくれている」「部を強くしてくれている」教師に対して強く言えないという側面もある。

2019年3月19日、政府は親権者のしつけでも体罰を禁止する児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を閣議決定した。今国会で成立させ、一部を除き来年4月1日の施行を目指すとしている。

他方、学校における教師の体罰については、学校教育法11条に、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定されている通り、明確に禁止されているものの、罰則規定がなく、どこまでが懲戒でどこからが体罰になるかという点に

についての解釈や評価は、専ら現場に委ねられている。そして、これらの評価は「有形力の方法・程度」、つまり「どのように叩いたか、肉体的な痛みやけがを生じるようなものであったか、複数回にわたるか」など、客観的に評価可能な指標によって行われていることがほとんどである。しかし、体罰の害は具体的な体の痛みやけがなどよりは、大勢の前で辱めを受けたり、無能扱いされたり、存在を否定されるような言動にこそ、その本質がある。圧倒的な力を持った指導者・教師が、弱い立場の生徒に暴力を振るう時、思い通りにならない存在を力づくで矯正しようという強者のおごりが明示されるのであって、生徒は自分の無力さを突きつけられ、自尊心を奪われる。体罰のこうした隠れた暴力性に目を向けると、生徒に対し平然とこうした行為を行う教師に対しては、戒告や減給などで形だけの処分を行うだけではなく、教育者としての自覚を促すための適切な教育が行われる必要があるのではなからうか。

2018年7月

この年、記録的な猛暑が列島を襲い、7月17日には愛知県豊田市で小学校1年生の男子児童が校外学習後に熱中症で倒れ、死亡するという痛ましい事故が起きたこともあり、新聞やテレビ等は連日熱中症に対する注意を呼びかける報道を行った。

熱中症の発症要因は、気温や湿度などの環境要因のみでなく、時間要因（季節、気候変動、休み明けなど）や個人要因（睡眠・給水・栄養・体型など）など、様々な因子が関わっている。そのため、指導者がこれらすべての要因を把握した上で熱中症の発症を100%防ぐことは不可能とさえ言われることもあるが、少なくともスポーツに携わる者は、「軽度の熱中症の段階で気づき、適切な対応を取れば、重度の熱中症にまで至ることはない」と理解し、正しい対応を取るべきである。生徒たちの体質や体調をしっかり把握しながら、適切な指示を行い、適宜休憩と水分補給を呼びかけることが必要なことはいままでもなく、特に季節の変わり目や夏の暑い時期などには「疲れたから休みたい」という生徒自身の体調管理の申し出を、常に尊重できるような体制を取る必要がある。生徒に何らかの兆候が見られたときにはすでに遅く、突然意識を失ったり、けいれんを起したり、一気に重症化することになるため、自覚症状はそれを防ぐための重要なシグナルである。また指導者は、高温・多湿・直射日光下での部活

動においては、生徒の汗の出方や呼吸の状態、顔色など、休憩のたびに確認するようにすべきであろう。「ばてている」「フラフラしている」ような状態がみられるのであれば、迅速に状況を確認し、風を当てたり、冷たいタオルを脇の下や首に当てて身体を冷やしたり、濡れた服を乾いた涼しい服に着替えさせるなどの対策をとる必要がある。

2018年8月

27日、文部科学省は来年度、教員の代わりに中学校の部活動を指導する「部活動指導員」を各地の公立中学に1万2千人配置する方針を決め、発表した。新たな学習指導要領が実施される2021年度までに約3万人に増やすことを目指すとしているが、その担い手をどうするかについての具体的な策は出されていない。

これは、主に教員の多忙が社会問題となったことを受けた対応である。さらに「必要な知識や技術がない」教員が部活動を任されることも少なくないため、教員・生徒双方の不満が指摘されてきていた。

これまでも、独自に部活指導員を導入していた自治体は存在するが、その報酬は十分なものではなく、OBなどがボランティアで行ってきていたのが実情である。また、部活指導員が「強いチーム」に作り上げようと躍起になり、体罰やパワハラが横行することもある。

部活動での安全で質の高い指導体制を作るためには、指導者の報酬を十分に確保することと、身分を安定させることが不可欠であろう。部活指導員にはアシレッチック・トレーナーなど、指導に必要な資格取得を条件化したり、その資質に疑いが生じた場合には、生徒や保護者がしかるべき機関に申し出ができるような制度を整備する必要もある。

「こっちはいつ辞めても構わない」という横柄な態度が、学校や生徒における外部指導者の機嫌取りや顔色をうかがう態度を形成し、不合理な指導でも受け入れざるを得ない環境を作り出しているのであって、こうした環境の下で事故や体罰事案などが起きているのである。安全で質のいい指導には、相応のインセンティブが与えられるべきである。こうした問題も含め、現在は、部活動運営のあり方を根本的に見直す時期にきているものといえよう。

2018年10月

30日の朝日新聞に「『eスポーツ』、部活でゲーム」の記事が掲載された。対戦型のコンピューターゲームで技を競う「eスポーツ」が全国で広がっており、公立高校の部活動として「eスポーツ部」が次々と発足していることが報じられている。「eスポーツ」を運動部とみるか文化部とみるか、しばしばテレビ番組等で議論が行われているが、プレイヤーたちの間では、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えるという考え方が優勢のようである。1990年代にはすでに、インターネットの普及によってゲームのスポーツ化が加速しているという。

2018年5月、JOC理事が「スポーツは体を鍛え、健康を促進するべきもので、ゲームは健康を損なう恐れがある。世界保健機関（WHO）もネットゲームへの依存を病気と定義しているため、スポーツとして正式に認めるべきではない」との見解を示したことが報道されているが、「一般的なスポーツでも、過度の訓練は健康に悪影響を及ぼす」「競技スポーツの選手でけがをしない人はいない」などの反論が多く寄せられたという。eスポーツの部活動化を、部活動における「スポーツ障害」について改めて考える機会とするものよいかもかもしれない。

2018年11月

名古屋市の高校で元プロ野球選手の野球部監督が部活動中に12人の部員に対して暴行を加え、うち3人にけがを負わせていたことが大きく報道された。暴行のきっかけは、部員のスマートフォンであった。この野球部では、部員たちが登校時に携帯電話やスマートフォンを監督に預け、練習が終わるまでは使用しない決まりとしていたが、12人の部員が預けていなかったため、注意をしているうちに暴行に発展したという。同監督は暴行の事実を認め、「指導の過程でかっとなってしまった。部員たちに申し訳ないことをした」と話しているという。そして翌12月、日本学生野球協会が同監督を1年間の謹慎処分としたと報じた。

この一連の暴行の様子は、隣接する建物と思われる場所から動画撮影されており、ネットで拡散されると同時に、一斉にテレビ報道された。

この事例のように、体罰をふるう様子が動画撮影され、インターネットの動画サイトやSNSで拡散される

ことで、それがテレビ報道されるという事例が近年増加している。インターネットでの動画公開は、指導者のみならず、それを受けた生徒たちも巻き込んだデジタル・タトゥーとなる。指導者の一度の過ちが、永遠にネット上に全世界から閲覧可能な状態で残り続けるのである。現在、生徒や学生たちのほとんどがスマートフォンを保有しており、それをういて日常的に写真や動画撮影を行っている。したがって教員や指導者は、いつ自分の行動がこのような媒体によって記録されていてもおかしくない状態であることを自覚し、常に「外から客観的に見られてもおかしくない行動」、「生徒の非違行為に対して冷静に対処する態度」を取るよう努める必要があると考えるべきであろう。

2018年12月～2019年2月

この期間は、部活動事故等に関する大きな報道はなかったが、各地で「働き方改革」「教員の負担軽減」の旗印のもとに「部活動の週休2日制導入」「外部指導員の利用拡大」などの動きが出てきたことが報じられている。

2019年3月

大学の運動部活動を統括する初の全国組織「大学スポーツ協会」（略称UNIVAS＝ユニバス）が発足したと報じられた。「創設メンバー」は、目標の200大学を超す規模だとされ、新組織への期待の大きさがうかがえた。

この組織のモデルになったのは全米大学体育協会（NCAA）であり、同組織は①学業がおろそかにならないようなルールの制定とその運用・監視、②学生アスリートがビジネスに巻き込まれないためのルールの制定と運用、③トーナメントの主催、④放映権のマネジメントとライセンスビジネス、⑤リクルーティングの監視、⑥利益共有（加盟校への利益の分配や学生アスリート向けの奨学金、けがの保障や保険、アカデミック・サポート）などを行っている。UNIVASがこうしたサポート・マネジメント体制をいかに構築し、維持し、保証していくかは、現時点では未知数であり、今後の大学スポーツの振興のために果たす役割に大いに期待したい。

（南部さおり）

学校管理下・スポーツ中の事故への緊急対応

学校管理下で事故や災害が発生した場合、学校教職員は児童生徒の疾病や外傷に対して、緊急性の判断が求められる。緊急性の判断は、主にバイタルサイン（生命徴候）と呼ばれる、気道・呼吸・循環・意識などを基に行われる。緊急性の判断の結果、119番通報や医療機関受診の判断が行われる。

過去の学校管理下における事故の判例（河本・学校保健研究、2008）では、「救急蘇生」、「緊急度・重症度の判断」、「連携と支援体制の整備」と「学校救急処置の記録」が養護教諭の職務として求められている。心肺蘇生法と自動体外式除細動器（AED）の使用や、重篤なアレルギー症状（アナフィラキシーショック等）に対して、アドレナリン自己注射薬の投与など救急処置が求められる。これらを受けて、「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」では、傷病者を発見した教職員が傷病の状況を正しく判断するための判断行動チャートが作成された。また、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（文部科学省、2015年2月）に、緊急時の対応ができる体制の整備や校内研修の充実の必要性だけでなく、発見者の観察に「緊急性の判断」が明記された。また、緊急時の対応について実践的な研修が必要とされているが、学校教職員を対象としたシミュレーション教育に関する学術的な報告は稀である。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「学校の管理下の災害 平成30年版」では、体育または体育的部活動等において、死亡事例が20件（全体の35%）、障害事例が236件（全体の59%）発生している。このような事故や災害に対応するためには、緊急時の対応ができる体制と、その対応能力が必要である。スポーツ危機管理研究所として、スポーツに関わる全てのスタッフに対して、緊急時の対応マニュアルや緊急時の対応講習会を開催していきたい。

（鈴木健介）